

(お願い) 関節可動域は、健側についても記入してください。

障 害 の 状 態 (平成 年 月 日 現症)		右					左								
部 位	運動の種類	関節可動域 (角度)		筋力			関節可動域 (角度)		筋力						
		強直肢位	他動可動域	正常	やや減	半減	著減	消失	強直肢位	他動可動域	正常	やや減	半減	著減	消失
肩 関 節	屈 曲														
	伸 展														
	内 転														
	外 転														
肘 関 節	屈 曲														
	伸 展														
前 腕	回 内														
	回 外														
手 関 節	掌 屈														
	背 屈														
股 関 節	屈 曲														
	伸 展														
	内 転														
	外 転														
膝 関 節	屈 曲														
	伸 展														
足 関 節	底 屈														
	背 屈														

股関節屈曲値は次のどちらですか。
1 膝屈曲位
2 膝伸展位

⑱ 四肢長及び四肢囲	右						左					
	上肢長	上腕囲	前腕囲	下肢長	大腿囲	下腿囲	上肢長	上腕囲	前腕囲	下肢長	大腿囲	下腿囲
	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm

⑲ 日常生活における動作の障害の程度	補助用具を使用しない状態で判断してください。		一人ですぐできる場合には 「○」		一人でできるがやや不自由な場合には 「○△」		一人でできるが非常に不自由な場合には 「△×」		一人で全くできない場合には 「×」		該当する記号を下欄に記入してください。					
	日常生活における動作				右		左		日常生活における動作				右		左	
	a	つまむ	(新聞紙が引き抜けない程度)			m	片足で立つ									
	b	握る	(丸めた週刊誌が引き抜けない程度)			n	座る [正座、横すわり、あぐら、脚なげだし]									
	c	タオルを絞る	(水をきれる程度)		両手	(このような姿勢を持続する)										
	d	ひもを結ぶ		両手			o	深くおじぎ (最敬礼) をする								
	e	さじで食事をする					p	歩く (屋内)								
	f	顔を洗う	(顔に手のひらをつける)			q	歩く (屋外)									
	g	用便の処置をする	(ズボンの前のところに手をやる)			r	立ち上がる	ア 支持なし イ 支持があればできる	ウ 支持があればできるが非常に不自由	エ 支持があってもできない						
	h	用便の処置をする	(尻のところに手をやる)			s	階段を上る	ア 手すりなし イ 手すりがあればできる	ウ 手すりがあればできるが非常に不自由	エ 手すりがあってもできない						
	i	上衣の着脱	(かぶりシャツを着て脱ぐ)	両手		t	階段を下りる	ア 手すりなし イ 手すりがあればできる	ウ 手すりがあればできるが非常に不自由	エ 手すりがあってもできない						
	j	上衣の着脱	(ワイシャツを着てボタンをとめる)	両手												
	k	ズボンの着脱	(どのような姿勢でもよい)	両手												
	l	靴下を履く	(どのような姿勢でもよい)	両手												

⑳ 補用状況	該当する数字を○で囲み、右のア・イのいずれかの使用状況を選び、〔 〕内に記載してください。	使用状況を詳しく記入してください。
	1〔 〕上肢補装具 2〔 〕下肢補装具 (左・右) 3〔 〕杖 () 4〔 〕松葉杖 (左・右) 5〔 〕車椅子 6〔 〕歩行車 7〔 〕その他 (具体的に) 8 補用用具は使用していない	ア 常時 (起床より就寝まで) 使用 イ 常時ではないが使用

㉑ その他の精神・身体の障害の状態

㉒ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください。)

㉓ 予後 (必ず記入してください。)

㉔ 備考

上記のとおり、診断します。 平成 年 月 日

病院又は診療所の名称
所在地

診療担当科名
医師氏名

印

(診断書を作成していただく医師に手渡すまでは、「記入上の注意」は切り離さないでください。)

記入上の注意

- 1 この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日（その期間内に治ったときは、その日）において、国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表（以下「施行令別表」という。）に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。

〔 また、この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。 〕

- 2 ③の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日を記入してください。前に他の医師が診療している場合は、本人の申立てによって記入してください。
- 3 ⑨の欄の「診療回数」は、現症日前1年間における診療回数を記入してください。なお、入院日数1日は、診療回数1回として計算してください。
- 4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。
 - (1) 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要がありません。（無関係な欄は、斜線により抹消してください。）なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。
 - (2) ⑫の欄の「脊柱の他動可動域」、⑯の欄の「手(足)指関節の他動可動域」及び⑰の欄の「関節可動域」の測定は、日本整形外科学会及び日本リハビリテーション医学会で定めた方法によってください。

(裏面へつづく)

(3) ⑰の欄の「筋力」の程度を表す具体的な「程度」は、次のとおりです。

正 常・・・検者が手で加える十分な抵抗を排して自動可能な場合

やや減・・・検者が手をおいた程度の抵抗を排して自動可能な場合

半 減・・・検者の加える抵抗には抗し得ないが、自分の体部分の重さに抗して自動可能な場合

著 減・・・自分の体部分の重さに抗し得ないが、それを排するような肢位では自動可能な場合

消 失・・・いかなる肢位でも関節の自動が不能な場合

(4) ⑱の欄の上肢長は、肩峰尖端より橈骨茎状突起尖端まで、下肢長は前上脛骨棘尖端より脛骨内果尖端までの距離を測ってください。また、上腕囲、前腕囲、下腿囲はその最大周囲径を、大腿囲は膝蓋上縁上10センチメートルの周囲径を測ってください。

(関節可動域測定参考図)

